

意見募集案件	きたひろ未来創造ビジョン 2021 の策定について
担当課	企画財政部企画課 電話 011-372-3311 内 3602

意見募集期間	令和3年1月4日(月) から 令和3年2月2日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(企画課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、東記念館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島1月1日号
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>企画財政部企画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和3年2月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>市を取り巻く環境の変化や厳しい行財政状況が想定されるなか、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応したまちづくりを進めるためには、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方公共団体の行政運営の原則に立ち返り、安定的・持続的に行政サービスを提供できる行財政システムを構築する必要があります。</p> <p>このため、令和2年度で計画期間が終了する現大綱・実行計画の基本的な考え方を継承しつつ、令和3年度以降もさらなる行財政改革に取り組むこととし、きたひろ未来創造ビジョン2021を策定するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>第6次総合計画との整合性を図るため、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、【持続可能な財政運営を実現する「自立」したまちの形成】、【市民サービスの向上につながる「質の高い」行政経営の推進】、【多様な主体が活躍する「共創社会」の構築】を基本目標に掲げて、行財政改革を進めます。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>特になし</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>きたひろ未来創造ビジョン2021に基づき行財政改革を推進し、持続可能な行政サービスの提供に努めます。</p>

対象となる政策等の原案	別添「きたひろ未来創造ビジョン 2021(原案)」のとおり
その他	寄せられた意見を参考に、「きたひろ未来創造ビジョン2021(案)」を作成します。